

I 重要な会計方針

1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

当所の業務運営が中期計画、年度計画等で一定の業務と運営費交付金の対応が明らかにされている業務達成基準、また、中期計画・年度計画等で業務の実施と運営費交付金財源が期間的に対応している期間進行基準のいずれにも当てはまらないためです。

2. 減価償却の会計処理方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	2年～50年
構築物	2年～60年
機械装置	2年～17年
医療用器械備品	2年～8年
工具器具備品	2年～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の賞与については運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、会計基準第87に基づき計算された賞与に係る毎事業年度の増加額を計上しております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

職員の退職手当については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第88に基づき計算された退職給付債務に係る毎事業年度の増加額を計上しております。

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	先入先出法による低価法
未成受託研究支出金	個別法による低価法

6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

受託研究の予算で取得し研究終了後国へ返還した固定資産のうち、当該受託全研究期間終了後、なお別の目的で無償使用することを国から承認された固定資産の機会費用は、受託研究終了時の残存価額を新たな取得原価とみなし、法令による中古資産耐用年数の簡便法により算出した年数で償却した金額を計上しております。

なお、機会費用の算出に用いる耐用年数については、従来2年と記載しておりましたが、従来より簡便法により算出した年数を用いております。

(2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

国債利回り等を参考に1.275%で計算しております。

7. リース取引の処理方法

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の処理方法

消費税等の処理方法は、税込方式によっております。

9. 重要な債務負担行為

契約締結後、翌年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は、以下のとおりです。

(単位：千円)

件名	契約金額	20年度以降支払予定額
PET-CT装置の導入	227,850	227,850
スキャニング試験システム	115,500	115,500
HIMAC治療室の患者位置決め用X線半導体撮像システムの整備	102,900	102,900
合 計	446,250	446,250

10. 重要な会計方針の変更について

独立行政法人会計基準

当事業年度より、独立行政法人会計基準（「独立行政法人会計基準の改訂について」（独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会、財政制度分科会、法制・公会計部会、公企業会計小委員会 平成19年11月19日）及び「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会 平成20年2月最終改訂）を適用して

おります。

この結果、財務諸表に次のような影響等が生じております。

(1) 純資産

前事業年度まで「資本の部」、「資本合計」及び「負債資本合計」として表示していた項目を、当事業年度から、それぞれ、「純資産の部」、「純資産合計」及び「負債純資産合計」として表示しております。

(2) 引当外賞与見積額

当事業年度から「独立行政法人会計基準第87賞与引当金に係る会計処理」により引当金を計上しないこととされた場合の賞与見積額を行政サービス実施コスト計算書に「引当外賞与見積額」として計上しております。これにより、前事業年度までの方法に比べて、行政サービス実施コストが19,929千円減少しております。

セグメント情報の開示

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」注解36第1項においては、「業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる」とあり、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aが平成20年2月に改訂され、Q42-1においては、適切なセグメント情報が区分経理と異なる場合には、区分経理に係る情報に加えて、当該セグメント情報を積極的に開示しなければならないと明記されました。

このことを踏まえ、当事業年度より事業内容をより明確にするためセグメント情報を開示しております。

11. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

独立行政法人整理合理化計画

平成19年12月24日閣議決定の独立行政法人整理合理化計画において、独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置のほか、当法人において講ずべき措置として、次のような内容が定められております。

組織の見直しのうち「支部・事業所等の見直し」として以下の内容が定められております。

「平成19年度中にプルトニウム内部被ばく研究の廃止に伴い、プルトニウム吸入ばく露施設設備を廃止する。」

「茨城県等の地元の了解を得た上で那珂湊支所を廃止する。」

なお、整理合理化計画の実施については、当該計画において、「原則として平成22年度末までに措置する。」こととされております。

取引先に対する返還請求権について

当所では、過年度、取引先に対して正規の検収を経ていない支払があったこと

が判明しました。これを受け、取引先に対する返還請求権を流動資産の区分にその他流動資産として 31,618 千円計上する一方、その他流動資産の受入額をその他臨時利益に 31,618 千円計上しております。また、同額、運営費交付金債務を流動負債に戻し入れ、運営費交付金収益の振り戻し額をその他臨時損失に計上しております。

II. 注記事項

〔貸借対照表関係〕

1. 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額

2,475,164 千円

2. 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

263,384 千円

〔損益計算書関係〕

1. ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、1,540 千円です。当該取引を控除した経常利益は 112,806 千円、当期純利益は 113,152 千円、当期総利益は 118,432 千円です。

2. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

建物	595 千円
医療用器械備品	19,733 千円
工具器具備品	33,947 千円
計	54,277 千円

3. 固定資産撤去損の内容は、次のとおりであります。

内部被ばく実験棟プルトニウムグローブボックスの撤去解体工事に伴うもの

453,640 千円

重粒子線施設の増築改修工事に伴うもの

4,328 千円

計 457,969 千円

4. その他臨時損失は、内部被ばく実験棟プルトニウムグローブボックスの撤去及び重粒子線施設の設備の更新工事、移設に伴うもの、ならびに運営費交付金収益の振り戻し額であります。

5. その他臨時利益は、取引先に対する返還請求権計上によるものであります。

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	5,969,041 千円
定期預金	—
資金残高	5,969,041 千円

2. 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	122,111 千円
医療用器械備品	4,357 千円
計	126,469 千円

〔減損会計関係〕

減損を認識した固定資産の概要は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

NO	場所	用途	種類	帳簿価額	減損の認識に至った経緯	当期損益内	当期損益外	一体としてP&Lを提供するものと認めた理由	回収可能P&L価額について
1	千葉(本所)	研究用	建物	707	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	707	なし	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した (0円)
2	千葉(本所)	研究用	建物	15,543	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	15,543	なし	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した (0円)
3	千葉(本所)	研究用	建物	25,267	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	25,267	なし	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した (0円)
4	千葉(本所)	研究用	建物	1,070	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	1,070	なし	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した (0円)
5	千葉(本所)	研究支援用	建物	3,384	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	3,384	なし	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した (0円)
6	千葉(本所)	研究用	建物	7,506	固定資産除却に際し、研究所自らが使用しないという決定を行った	—	7,506	なし	使用価値相当額による。減価償却後再調達価額の算出が困難なため、帳簿価額に使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した (0円)